

## 14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

### 核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）

国連本部で開会中の核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、草案採択にむけて大詰めを迎えている。

同草案は、前文で核兵器の人道上の破壊的な結果を強調するとともに、ヒバクシャや核実験被害者の「苦難に留意」し、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」を高く評価している。被爆者らの一貫した核兵器廃絶の訴え、日本と世界の反核平和運動の願いを正面から受け止めたものとして大きな意義がある。政府は核保有国の不参加などを理由に交渉会議への参加を見送った。被爆国にあるまじき政府の対応に対し、核兵器廃絶を願う被爆者や国民のなかに失望と批判が広がったのは当然である。

草案は「核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際法の規定、特に人道法の原則と規定に反している」（前文）とし、第一条で締約国による核兵器の「開発、生産、製造」などを禁止し、さらに領域内での核兵器の「配備、設置、展開」などを禁止・防止している。さらに、「核兵器の完全廃絶にむけて」とした第4条が盛り込まれ、核保有国が条約に参加した場合は、核兵器を運用状態からただちに取り除き、極力早く廃棄するよう求めている。これは核兵器に関する主要な要素を包括的に違法とするとともに、核保有国も含めて核兵器の完全廃絶を求める画期的な内容である。

よって、国においては、核保有国への追従をやめ、核兵器禁止条約への参加を真剣に検討するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 「共謀罪」法の廃止を求める意見書（案）

6月15日早朝、「テロ等準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法、いわゆる「共謀罪」法が自民、公明、維新などの賛成多数で可決成立した。同法は、参院法務委員会での審議を「中間報告」という一方的な手続きで打ち切り、本会議採決が強行されたものであり、数に頼んだ異常な手続きは許されない。

そもそも共謀罪は犯罪の実行がなくても、犯罪行為について話し合い・合意したことを処罰するものであって、犯罪の実行行為を処罰するという刑法の大原則を根本から覆すものである。共謀罪の本質は、国民の内心を処罰する違憲立法であり、憲法上の思想・良心の自由、信条の自由のうえに成り立つ民主主義社会そのものを脅かすものであり、決して認められない。

政府は、処罰の対象についても、「一般人は対象とならない」との説明を繰り返したが、捜査機関の判断によっては一般人も対象から排除されないことが明らかになっている。このままでは、国民の日常会話はもちろん、ラインやメールなどのやり取りも捜査機関の監視対象となりかねない。

埼玉県内でも東松山市、宮代町、小鹿野町、鳩山町、滑川町で同法の法制化反対や慎重審議、同法の廃止を求める意見書が可決された。マスコミの世論調査でも、国民の8割が政府の説明が不十分と答えている。国会のルールを無視し、国民を嘘で欺き、国民からの批判にも耳を貸さず強行された違憲立法は成立したからといってそのままにしておくことはできない

よって、国においては、「共謀罪」法をただちに廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 森友学園、加計学園疑惑の真相究明を求める意見書（案）

先の通常国会では、森友学園の小学校開校、加計学園の獣医学部開設にかかわって、首相夫妻や官邸幹部らが行政の決定プロセスに関与し、ゆがめたのではないかとの疑惑が大問題となった。

加計学園問題では、文科省の内部文書や同省前事務次官の前川喜平氏の証言から、加計学園を前提に平成30年4月に今治市に獣医学部を開設させるとの総理の意向にもとづき、萩生田光一官房副長官や和泉洋人首相補佐官、加計学園の理事で内閣官房参与を兼ねた木曾功氏が開設決定の過程に介入したことを疑わせる新事実が次々と明らかになっている。

森友学園問題でも、国有地払下げにあたって8億円もの値引きが決定される過程で、首相夫人の安倍昭恵氏が深く関与しているのではないかとの疑惑がいまだ解明されず、真相はまったく闇の中にある。

加計学園の理事長は、首相とたびたびゴルフをするなど「腹心の友」と言われ、森友学園の理事長は、昭恵氏に開校予定の小学校の名誉校長を引き受けてもらうなど親しい間柄の人物である。首相夫妻らと懇意にしている人々に行政手続きに関わる特別の恩恵が与えられるならば、行政の公平性・透明性は著しく損なわれる。安倍首相らによる国政の私物化疑惑が、国民の政治不信を極限まで高めている。国会は、昭恵氏や前川氏、萩生田官房副長官や和泉首相補佐官ら関係者の国会招致をただちに行い、真相を徹底的に明らかにすべきである。

よって、国においては、憲法53条にもとづく臨時国会をすみやかに召集し、森友学園、加計学園疑惑について徹底した真相究明を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。